

各部隊の長
各機関の長 殿

海上幕僚長

海上自衛隊の予備自衛官補の募集及び採用業務実施要領について
(通達)

標記について、下記のとおり定める。

記

1 趣 旨

本通達は、海上自衛隊の予備自衛官補の募集及び採用業務の手続について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 訓 令

予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）をいう。

(2) 予備自衛官補（技能・甲）

予備自衛官補（技能）で1級海技士（航海又は機関）、2級海技士（航海又は機関）及び3級海技士（航海又は機関）の資格を有する者をいう。

(3) 予備自衛官補（技能・乙）

予備自衛官補（技能・甲）以外の予備自衛官補（技能）をいう。

原本等管理情報				取得文書管理情報		
作成年度：2016年度 起算日：2017.4.1 保存期間：10年 保存期間満了日：2027.3.31 本紙を含め：14枚部	開示	部分開示	不開示	取得年度：		
	○			起算日：		
					保存期間：	
		区分：1 2 3 4 5 6			保存期間満了日：	
				本紙を含め：	枚冊	

3 応募資格

応募資格は、訓令第5条に定めるところによるほか、別紙第1の定めるところによる。

4 志願者の提出書類

志願者に提出させる書類は、次のとおりとする。

- (1) 予備自衛官補志願票（訓令第6条別記様式第1） 1部
- (2) 自衛隊受験票（別紙第2） 1部
- (3) 返信用封筒（切手添付） 1部
- (4) 国家免許資格の写し及び船員手帳記載事項証明書 各1部

5 受付担当者及び受付担当者の行う業務

- (1) 志願の受付を担当する者（以下、「受付担当者」という。）は、各地方総監とする。
- (2) 受付担当者及び受付担当者以外の部隊等の長が志願者から前項に規定する提出書類を受けた場合は、当該書類を海上幕僚監部人事教育部長（以下、「人教部長」という。）に送付するものとする。
- (3) 人教部長は、前項の規定により書類の送付を受けたときはこれを受理し、自衛隊受験票に受験番号、試験場及び試験日時等を記入して受付担当者に送付するとともに、予備自衛官補受験予定者名簿（別紙第3）を2部作成し、予備自衛官補志願票と併せて各1部を試験担当者に送付するものとする。
- (4) 受付担当者は、人教部長から送付を受けた自衛隊受験票を志願者に交付するものとする。
- (5) 受験番号の付与の要領は、次のとおりとする。

受付区分	技術区分	女性の区分	付与番号	受験番号の例
「海」を冠する。	技術区分は、船舶（甲）は「船舶甲」、船舶（乙）は「船舶乙」とする。	女性においては付与番号の前に「W」を付す。	技術区分ごと4桁の一連番号を付与する。	海船舶甲 1234
				海船舶乙 W 1234

6 採用試験の方法、内容、試験担当者及び採点・記録担当者

採用試験の方法、内容、試験担当者及び採点・記録担当者は、別紙第4のとおりとする。

7 試験担当者の行う業務

試験担当者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 試験場を設置すること。
- (2) 自衛隊受験票により受験者を確認し、かつ、受験予定者名簿を補正して受験者名簿とすること。
- (3) 別紙第5に示す基準に基づき試験班を編成し、試験を実施すること。
- (4) 試験終了後、受験者名簿、予備自衛官補志願票、口述試験評定票、小論文試験解答用紙及び適性検査解答用紙を採点・記録担当者に送付すること。
- (5) 試験班長以下に対し、教育、指導及び監督すること。

8 採点・記録担当者の行う業務

採点・記録担当者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 採点場を設置すること。
- (2) 別紙第6に示す基準に基づき採点班を編成し、小論文、適性検査及び口述試験を採点し、採点結果を受験者名簿に記録すること。
- (3) 身体検査表及び薬物検査の結果に基づき、判定結果を受験者名簿に記録すること。
- (4) 採点班長以下に対する教育、指導及び監督すること。

9 試験に伴う支援実施要領

試験場所在地を管理する部隊等の長は次の各号に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 試験場の提供
- (2) 試験班編成員の派出
- (3) 試験場における身体検査、薬物検査及び同判定、身体検査表並びに薬物検査結果の採点・記録担当者への送付
- (4) その他調整に基づく事項

10 採用候補者の決定

人教部長は、小論文、適性検査、口述試験、身体検査及び薬物検査の全てに合格した者を採用候補者とする。

11 採用候補者名簿への記載

人教部長は、前項により決定された採用候補者を、採用候補者名簿（別紙第7）に記載するものとする。

12 採用候補者への通知及び公表

人教部長は、予備自衛官補（技能）の採用候補者に採用候補者名簿に記載された旨、採用候補者名簿記載通知書（別紙第 8）をもって通知し、特に指示するものを除き公表の処置をとるものとする。

13 採用予定者の決定等

予備自衛官補（技能）の採用候補者の中から必要数に対して採用に関する意向調査（別紙第 9）を行い、採用予定者を決定する。

14 採用候補者名簿からの削除

人教部長は、採用候補者が次の各号の一に該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

- （１）採用候補者名簿から意向調査を行い、予備自衛官補（技能）として採用された場合
- （２）採用候補者名簿から意向調査を行い、予備自衛官補（技能）として採用される意思のない旨の申し出があった場合
- （３）採用候補者名簿に記載された日から 2 年が経過した場合
- （４）自衛隊法第 38 条第 1 項に該当することとなった場合
- （５）死亡した場合

15 書類の保存期間

この通達に定める関係書類の保存期間は 1 年とする。ただし、採用候補者名簿については 3 年、身体検査表については 5 年とする。

関連文書： 1 昭和 29 年防衛庁訓令第 14 号

2 昭和 51 年防衛庁訓令第 37 号

3 平成 14 年防人 2 第 5452 号

4 平成 28 年防衛省訓令第 44 号

添付書類：別紙第 1 ～ 第 9

写送付先：部内全般

予備自衛官補（技能）応募資格

- 1 日本国籍を有する者
- 2 18歳以上で下表の国家資格を有する者
- 3 自衛官であった期間が1年未満である者（自衛官候補生から引き続き自衛官となった者にあつては、当該期間を通算した期間が1年未満の者）

技 術 区 分		国 家 免 許 資 格 等	年 齢
技能・甲	船舶（甲）	1級海技士（航海）（経験年数12年以上の者）、 1級海技士（機関）（経験年数12年以上の者）	55歳未満
		1級海技士（航海）（経験年数12年未満の者）、 1級海技士（機関）（経験年数12年未満の者）、 2級海技士（航海）、 2級海技士（機関）、 3級海技士（航海）、 3級海技士（機関）	54歳未満
技能・乙	船舶（乙）	4級海技士（航海）（経験年数18年以上の者）、 4級海技士（機関）（経験年数18年以上の者）、 5級海技士（航海）（経験年数19年以上の者）、 5級海技士（機関）（経験年数19年以上の者）	
		4級海技士（航海）（経験年数18年未満の者）、 4級海技士（機関）（経験年数18年未満の者）、 5級海技士（航海）（経験年数19年未満の者）、 5級海技士（機関）（経験年数19年未満の者）	53歳未満

(表)

注欄は記入しないで下さい。

自 衛 隊 受 験 票		受付地方総監部	注
応 募 種 別	予備自衛官補（技能）「甲、乙」		
受 験 番 号	注		写 真 〔志願票と同じ ものを貼り付 ける。〕 縦 4 × 横 3 cm
氏 名			
試 験 場	注		
試 験 日 時	注		

注：氏名欄のみ記入、応募種別は該当の「甲・乙」のいずれかを□で囲むこと

(裏)

受 験 上 の 注 意

1

この票を持参しない者は、試験場には入れません。

2

当日は試験開始の 3 0 分前までに試験場に到着し、受付にこの票を提示してください。

3

この票は試験時間中、机の上に置いてください。

4

試験場では係員の指示に従ってください。係員の指示に従わない者は、退場させることがあります。

備考：用紙は、日本工業規格 A 列 6 番とし、横長に使用する。

予備自衛官補（技能）受験予定者名簿

（技術区分）

（試験場名）

一連番号	地本名	受験番号	氏 名	生年月日	現住所	受験状況	試験成績					採否	摘要
							小論文 試 験	適性 検 査	身体 検 査	薬物 検 査	口 述 試 験		

規格：A列4番

注：男女別に整理する。
「受験状況」欄は、受験した場合に「1」を記入し、それ以外の場合は記入しない。

採用試験の方法、内容、試験担当者及び採点・記録担当者

区 分	試験方法	試験内容	試験担当者	採点・記録 担当者
予備自衛官補 (技能)	小論文試験	小論文 (小論文の課題については、人 教部長が定めるところによる。)	試験場所在 地を警備区 域とする地 方総監	海幕人事教 育部長
	口述試験	個別面接 (実施要領及び評定基準は、別 に定めるところによる。)		
	適性検査	性格検査 (実施要領及び判定基準は、自 衛官等の心理適性検査に関する 訓令(昭和51年防衛庁訓令第 37号)に定めるところによる。)		
	身体検査	自衛官等の採用のための身体検 査に関する訓令(昭和29年防 衛庁訓令第14号)に定めると ころによる。		
	薬物検査	自衛官等の採用時に行う薬物使 用検査について(防人2第54 52号。14. 6. 21)に定め るところによる。		

試験班の編成基準

試験方法	職 務	階級等	人員数	1 個試験班 の受験者数	摘 要
小論文試験	小論文試験班長	1 尉以上	1	約 2 5 名	試験補助者は必要に応じて設けることができる。
	小論文試験班員	3 尉以上 1 尉まで	1		
	小論文試験助手	准尉以下	1		
	小論文試験補助者	准尉以下	1		
身体検査	身体検査判定官	医師たる隊員	1	約 2 5 名	身体検査判定官は、身体検査官を兼務できる。この場合、身体検査官は身体検査判定官と歯科医師たる隊員又は部外歯科医師の 2 名とすることができる。
	身体検査官	医師若しくは歯科医師たる隊員又は部外医師	1		
	X 線技術者	X 線技術者たる隊員又は部外 X 線技術者	1		
	身体検査助手	准尉以下	4		
口述試験	口述試験班長	予備自衛官補（技能・甲）は 1 佐以上、予備自衛官補（技能・乙）は 3 佐以上	1	約 2 5 名	予備自衛官補（技能）の試験の班員には、当該技能に関連する担当者を含めることを考慮する。
	口述試験班員	予備自衛官補（技能・甲）は 3 佐以上、予備自衛官補（技能・乙）は 1 尉以上	2		
	口述試験助手	准尉以下	3		
適性検査	適性検査班長	適性検査担当幹部	1	約 2 5 名	班長は、検査配置にある幹部自衛官又は行政職（一） 2 級以上の事務官等のうちから、試験担当者が指定するものとする。
	適性検査助手	准尉以下	2		
備 考		1 上記の試験班長等は、適任の事務官等をもって充てることができる。（身体検査助手、口述試験助手及び適性検査助手には適任の非常勤隊員を充てることができる。） 2 1 個試験班の受験者数は基準であり、受験者の数に応じて適切に要員を増やすものとする。 3 試験上の特性に応じ、班員等を増・減員することができる。 4 口述試験及び適性検査の班長、班員及び助手は異なる試験の種類においては兼務することができる。 5 身体検査助手は各測定記録員を兼務させる等の効率化により減員することができる。			

採点班の編成基準及び業務

職務	適性検査	小論文	業務内容
採点班長	1 尉以上	3 佐以上	採点業務の管理 採点結果の管理
採点係長	准尉以上	1 尉以上	採点・記録の点検、確認
採点係	3 曹以上	3 曹以上	正答表に基づく採点
記録係	3 曹以上	3 曹以上	採点結果の受験者名簿への記録

注1：採点係長、採点係及び記録係は、採点所要に応じ増員することができる。

2：適任の事務官を充てることができる。(適性検査における採点係及び記録係並びに小論文における記録係には、適任の非常勤隊員を充てることができる。)

海上自衛隊予備自衛官補（技能）採用候補者名簿

本名簿は、平成○年○月○日、海上自衛隊予備自衛官補（技能）採用試験合格者の氏名等を記載したものである。

本名簿が失効する日は、平成○年○月○日である。

海上幕僚監部

（区分）

席次	受験番号	氏 名	記 事

注：区分別（技能・甲、技能・乙）に記載する。

平成 年 月 日

受験番号： 〇 〇

殿

海上幕僚長

採用候補者名簿記載通知書

あなたは、平成 年度海上自衛隊予備自衛官補（技能）採用試験に合格し、平成 年 月 日付をもって、海上自衛隊予備自衛官補（技能）採用候補者名簿に記載されました。

なお、名簿が失効する日は、平成 年 月 日です。

平成 年 月 日

受験番号： ○○

殿

海上幕僚長

採用に関する意向調査について

あなたは、平成○○年度海上自衛隊予備自衛官補（技能）採用候補者名簿（有効期限 平成 年 月 日）に記載されました。

つきましては、同封のはがき（回答票（付紙））に記入の上、 月 日（必着）までに返送してください。「採用に応じる」と回答された時点で採用候補者は採用予定者となり、後日辞令書が交付されます。

なお、採用予定者としての資格を保有するのは平成 年 月 日までです。回答票が返送されてこない場合は、採用されない場合があります。また、採用に応じると回答した後、やむを得ない事情により採用に応じられなくなった場合は、直ちにその旨を書面により連絡して下さい。

連絡先

〒○○○-○○○○

住所

電話番号

○○○-○○○-○○○○（内線： ）

氏 名